

評議員及び組長の皆様へ 自治会運営のため、下記対応をお願い致します。

福島第三自治会

評議員の皆様

下記 1～4 を、またできる範囲で 5,6 をお願い致します。

1. 5月1日付けから担当地区組長に回覧物配布。(毎月1日と15日前後)
2. 4月下旬～5月中旬集金した会費を組長から受け取り、会計に引き渡す。
3. 組長からの会員またはご家族の訃報連絡を担当副会長に連絡する。
4. 地区担当役員及び担当地区組長との連絡調整。
5. 盆踊り、祭礼、運動会などの行事運営の参加・協力。
6. 防災対策委員会(自主防災組織)運営の協力。

*ヘルメットを前任者から引き継いでください。

組長の皆様

下記 1～4 を、またできる範囲で 5～7 をお願い致します。

1. 5月1日付けから担当組員に回覧物配布。(毎月1日と15日前後)
2. 4月下旬～5月中旬に担当組員から会費を集めて評議員に引き渡す。
3. 担当組内で会員またはご家族にご不幸があった場合の評議員への連絡。
4. 担当評議員及び担当組員との連絡調整。
5. 街灯消灯などの不具合あった場合に市役所へ修理依頼。
(市役所に電話 544-5111→交換手に街灯消灯の修理依頼と伝える→交通対策課の担当者が出たら街灯番号「南〇〇〇」が消灯と伝える)
6. 盆踊り、祭礼、運動会など行事運営の参加・協力。
7. 防災対策委員会(自主防災組織)運営の協力。

*ヘルメット、回覧板台紙を前任者から引き継いでください。

その他のご案内

*福島第三自治会ホームページ

福島第三自治会ホームページで当自治会の最新の活動予定、活動内容、会則などをご覧いただけます。

閲覧方法は ⇒